

平成30年度老人保健健康増進等事業

有料老人ホーム等に対する指導監督等に関する実態調査研究事業

公益社団法人全国有料老人ホーム協会

有料老人ホームは、平成12年の介護保険制度施行を機に急速に増加をはじめ、平成29年には約13,000か所まで拡大、さらに年間約1,000か所のペースで新規の届出が続いている。施設の増加に伴い事業は多様化してきており、これに対し地方自治体が果たすべき行政指導上の役割も増大している。

そこで本事業では、都道府県等における有料老人ホーム等の実態を把握するとともに、指導監督における課題を整理することにより、入居者の保護を図りつつ、有料老人ホームの特徴を生かした運営を可能にするために必要な指導監督のあり方を検討し、「有料老人ホーム指導監督の手引き」を策定することとした。

また、同手引きの策定にあたり、自治体担当者からなる委員会を設置し、各自治体へのアンケート調査や全国5ブロックでの指導監督担当者意見交換会を行った上で、国内初の「有料老人ホーム指導監督の手引き」を作成、その啓発セミナーを行った。

「有料老人ホーム指導監督の手引き」の概要は以下の通りである。

「有料老人ホーム指導監督の手引き」概要

1. 有料老人ホーム事業と老人福祉法

有料老人ホーム事業の推移と老人福祉法について

2. 指導根拠としての「有料老人ホーム設置運営指導指針」

指導指針のポイントと過去に自治体が指導を行った際の視点の解説

3. 指導監督業務について

下記監督業務における各自治体の意見や参考事例の紹介及び解説

(1) 設置届

(2) 未届有料老人ホームへの対応

(3) ホームに対する指導監督方法

4. 行政処分・罰則について

各自治体における行政処分等の実態と、行政処分を行うまでの一般的なスキーム等の解説

5. 参考資料

指導指針における各自治体の独自項目及び関係法令等の紹介

今回作成した「有料老人ホーム指導監督の手引き」により、地方自治体において、今後の有料老人ホームに対する指導監督の向上の一助となるよう、さらには、有料老人ホーム全体の質の向上につながることを期待したい。